

重要事項説明書

本書では、日産トレーディング株式会社（以下「当社」といいます。）が小売電気事業者として低圧でお客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。詳しくは、日産でんきホームページに掲載のお客さまの供給エリアに対応する「日産でんき約款（低圧）」（以下「日産でんき約款」といいます。）、「料金メニュー表」、「付帯メニュー定義書」をご確認願います。

■契約の成立および契約期間について

- ・電気需給契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、電気需給契約が成立した日から、解約等により電気需給契約が消滅する日までとします。

■申込み方法

- ・当社指定の申込サイトからお申込みいただけます。
- ・お客さまが新たに当社との電気需給契約を希望される場合は、原則としてご本人から、あらかじめ日産でんき約款等を承認のうえ、電気料金メニューを1つ選択し、必要事項を明らかにしてお申込みいただきます。
- ・お申込みにあたり、お客さまは、一般送配電事業者の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）で定める需要者に関する事項について遵守していただきます。

■需給開始日

- ・当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。需給開始日は、原則として次回検針日または次々回検針日とし、メールにてお知らせします。ただし、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

■契約の範囲

- ・契約電流 10A～60A または契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満のお客様が対象です。

■供給電圧および周波数

- ・供給電圧は、標準電圧 100V および／または 200V とします。周波数は、標準周波数 50Hz または 60Hz とします。

■使用電力量の計量方法

- ・お客さまの使用電力量、最大需要電力は、原則として、一般送配電事業者が取り付けした記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量されます。

■料金の算定方法

- ・電気料金は、契約電流又は契約容量及び使用電力量をもとに、原則として、基本料金又は最低料金、電力量料金、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金により算定します。燃料費調整単価は、火力燃料価格の変動に応じて毎月変動し、上限はありません。
- ・電気料金メニューごとの算定方法の詳細は、「料金メニュー表」に記載のとおりです。

■料金の算定期間

- ・電気料金の算定期間は、託送約款に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）とし、電気料金は、原則として当該期間を「1月」として計算します。ただし、電気の需給を開始した場合は、需給開始日から需給開始日を含む計量期間等の終期までの期間、電気需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間とします。
- ・お客さまが電気料金メニューの変更を申し込まれ、または契約電力等の変更を申し込まれ、当社がこれを承諾した場合には、変更後の電気料金メニューまたは契約電力等に基づく電気料金は、変更を承諾した後に到来する最初の計量日よりはじまる電気料金の算定期間から適用いたします。
- ・電気需給契約の開始または消滅により、使用期間が1月に満たない場合、使用日数に応じて日割計算して電気料金を算定します。

■支払義務および支払期日

- ・1ヵ月の電気料金の支払義務発生日（電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日をいいます。）は、計量日の属する月の翌月11日とします。
- ・電気料金は支払期日までに支払っていただきます。1ヵ月の電気料金の支払期日は、支払義務発生日から20日を経過した日とします。
- ・お客さまが電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年利10%の延滞利息を申し受けることがあります。ただし、電気料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

■料金の支払方法

- ・請求書等は原則発行しないものとし、マイページ上での開示とさせていただきます。
- ・電気料金については毎月、口座振替またはクレジットカードでのお支払いのうち、お客さまにご指定いただいた方法で支払っていただきます。

■工事費等

- ・一般送配電事業者から、託送約款にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。

■料金の割引等

- ・当社が随時実施するキャンペーン等による電気料金の割引等につきましては、適用される当該キャンペーンの説明資料および「付帯メニュー定義書」をご覧ください。

■日産でんき約款等の変更等について

- ・当社は、日産でんき約款等に関して、託送約款が改定された場合、関係法令・条例・規則が改正された場合、消費税および地方税の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生した場合、またはその恐れがある場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従い、日産でんき約款等を変更することがあります。その場合は、あらかじめ変更後の日産でんき約款等および変更の効力発生日を日産でんきホームページに掲載することにより、お客さまにお知らせします。

■電気の使用に伴うお客さまの協力

- ・一般送配電事業者が定める託送約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - 電気の供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保に協力すること。
 - 電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること。
 - 一般送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること。
 - 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を一般送配電事業者に通知すること。
- ・その他、託送約款に定める事項を遵守していただきます。

■契約の変更・解約

- ・お客さまが、契約の変更・解約を希望される場合は、下記のコールセンターまでご連絡いただくか、マイページからお手続きください。
- ・解約は、解約を希望する日を定めてご連絡ください。他の小売電気事業者への契約切り替えに伴う解約の場合は、当社にご連絡をいただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。なお、解約に当たっての事務手数料、違約金等はございません。
- ・お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、一般送配電事業者から託送約款にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

■違約金

- ・お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合で、電気料金の全部または一部の支払いを免れたときには、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。

■当社からの申し出による解約

- ・当社は、以下の場合等には、電気需給契約を解約することがあります。
 - お客さまが、一般送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合。
 - 電気料金を支払期日を15日経過してなお支払われない場合。
 - その他、お客さまが日産でんき約款の規定に違反した場合。
 - 電気の供給が不可能または著しく困難な場合。
- ・お客さまが、電気需給契約の解約の申し出をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に電気需給契約は消滅するものといたします。

■現契約(当社との契約に移行する前の現在の契約)の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間の利益の消滅、解約前の電気の使用量の照会ができなくなる等の不利益事項が発生する可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じる不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■その他

- ・日産でんき約款等の変更その他の事情により電気需給契約を変更する場合、次項に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、日産でんきホームページでの開示または電子メール・SMSの送信その他当社が適当と判断した方法（以下総称して「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。この場合、変更しようとする事項以外については説明および記載を省略することがあります。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載します。
- ・日産でんき約款等の変更その他の事情による電気需給契約の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、契約締結後の書面交付を行わないことについてあらかじめ承諾していただきます。
- ・契約締結後交付書面については、当社が適当と判断した方法により交付することについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ・本書面に記載のない事項については、日産でんき約款等の供給条件によります。日産でんき約款等、契約内容、取引履歴等の内容は、日産でんきホームページ等の当社ウェブサイトでご確認いただけます。

■個人情報の取扱いに関する重要事項

- ・当社は、電気需給契約により知りえたお客さまの個人情報について、今後の電気需給業務その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、個人情報保護方針に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用するものとし、詳細は日産でんき約款によるものとします。
- ・当社は、お客さまが電気需給契約に基づいて支払いを要することとなった電気料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を他の小売電気事業者等に通知することがあります。

■反社会的勢力の排除について

- ・お客さまおよび当社は、需給契約の成立時および将来にわたり、暴力団その他の反社会的勢力とは関与せず、これらを排除することを確約するものとし、詳細は日産でんき約款によるものとします。

■クーリングオフ

- ・お客さまの電気需給契約が、当社または当社代理店等の勧誘に基づく場合、お客さまはクーリングオフの適用を受けることができます。詳細は、対象のお客さまに別途交付する書面をご確認ください。

■託送供給について

- ・当社のお客さまに対する電気の供給は、一般送配電事業者の送配電網を使用した「託送供給」によります。
- ・お客さまの供給エリアに対応する一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

*契約の変更、解約並びに苦情その他のお問い合わせは下記コールセンターまでお願いいたします。

なお、受付時間等を充分ご確認くださいませよう、お願いいたします。

小売電気事業者：日産トレーディング株式会社(登録番号：A0220)

日産でんきコールセンター TEL: 0120-523-101 受付時間:9:00～19:00 (年末年始 12/29-1/3 を除く)